

実績評価書

(厚生労働省25(Ⅲ-2-1))

施策目標名	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること (施策目標Ⅲ-2-1)						
施策の概要	この施策は、労働災害防止対策等を推進するために実施している。						
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき、労働災害の防止のための危険防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することで職場における労働者の安全と健康を確保することを図る。 また、同法に基づく第12次労働災害防止計画(平成25年度～29年度)によって、労働災害の一層の減少を図るために、労働災害や業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化を行うとともに、行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による災害防止の取組を図る。						
施策の予算額・執行額等 <small>※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まれない。</small>	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c) 合計(a+b+c)	16,178,404 - 25,741 16,204,145	15,658,538 2,009,690 0 17,668,228	16,168,868 - 5,737 16,174,605	15,472,761 - 0 15,472,761	15,908,188 - 28,181 15,936,369
	執行額(千円、d)	15,466,522	16,175,211	14,498,078	14,196,287		16,937,896
	執行率(%、d/(a+b+c))	95.4%	91.5%	89.6%	91.8%		
関連税制	—						
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
	—	—		—			

測定指標	指標1 労働災害による死者数 ※暦年集計	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		24年	21年	22年	23年	24年	25年			
		1,093	1,075	1,195	1,024	1,093	1,030	929	○	○
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	1,060	—	—	—
指標2 労働災害による死傷者数(休業4日以上) ※暦年集計	基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成	—
	24年	21年	22年	23年	24年	25年	29年			
	119,576	105,718	107,759	111,349	119,576	118,157	101,639	○	△	—
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	115,988	—	—	—

※21年度から23年度までは第2期基本計画期間、24年度及び25年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分※)②
	総合判定	(判定結果)A (判定理由) 労働災害による死者数は目標である前年比3%減を達成することができた。また、労働災害による死傷者数については、目標値である前年比3%減には届かなかったが、平成25年度より開始した第12次労働災害防止計画に基づき、国、事業者、労働者が連携して災害防止に向けた取組を強化したこと等により、25年度は4年ぶりに減少に転じたものと考えられ、今後も期間中の目標達成に向けて、取組を続けることにより、死傷者数の減少を見込むことができる。 これらのことから、概ね目標を達成していると判断した。
	施策の分析	(有効性の評価) 平成25年に入り景気が緩やかに回復しつつある中、産業活動の活発化による労働災害の増加が懸念されたが、死亡者数の削減については目標を達成した。一方、死傷者数は当初の目標値にこそ到達しなかったものの、4年ぶりに減少に転じさせた。この減少の一因として、昨年4月からスタートした第12次労働災害防止計画に基づき、重点業種としている第3次産業、陸上貨物事業、建設業等への対策を重点的に行うとともに、国、事業者、労働者が連携して災害防止に向けた取組を強化したことが影響していると考えられる。 なお、東日本大震災からの復興に関連する建設需要と年後半の自動車による貨物輸送量の増加等により建設業、陸上貨物運送事業では労働災害が増加していること、また、第3次産業では就業構造の変化に伴う労働者数の増加に加え、事業者、労働者ともに安全に対する意識が必ずしも十分ではないという業種の特性から中長期的に災害が増加していることが死傷者数の数値目標を達成できなかった要因と考えられることから、特に第3次産業については、安全意識の向上という観点で、安全を推進する担当者を職場に配置する等による取組が必要と考えられる。 (効率性の評価) 当該施策に係る予算については、執行実績等を踏まえた必要な見直しを行うとともに、「東日本大震災に係る対応」や印刷工場で発生した胆管がん事業を発端にした「職場における化学生物質管理対策」等に重点的に予算措置するなど、メリハリのあるものとしているところである。第12次労働災害防止計画の初年度である平成25年度においては、平成24年度予算額に比して約7億円の減額を行っている一方で、死亡者数は目標を達成し、死傷者数は目標値には届かなかったものの、4年ぶりに減少に転じさせることができているところであり、効率的な取組が行われた結果であると評価できる。
	次期目標等への反映の方向性	(現状分析(施策の必要性の評価)) 測定指標2(労働災害による死傷者数)については、前年比では減少に転ずることができたが、景気の回復や産業活動の活発化等を背景として、例えば東日本大震災からの復興に関連する建設需要と年後半の自動車による貨物輸送量の増加等により、建設、陸上貨物運送業では労働災害が増加していること等、一部の業種で労働災害発生件数が増加しており、労働者の健康・安全の確保の観点から、引き続き効果的・効率的に労働災害防止対策に取り組んでいく必要がある。
学識経験を有する者の知見の活用		(施策及び測定指標の見直しについて) 労働者の健康と安全の確保は、労働者が安心して働くことができる職場環境を確保するために重要な施策であり、第12次労働災害防止計画で重点業種としている第3次産業、陸上貨物事業、建設業等への対策を通じて、今年度以降も適切に施策を実施していく。 (予算要求について) 以下の□で囲んだ方向で検討します。 ■増額／現状維持／シーリングによる減額／見直しによる減額 改正労働安全衛生法の円滑な施行、建設業への対策強化等により、さらなる労働災害防止を図るため。 (税制改正要望について) — (機構・定員について) 増員 (平成26年に成立した改正労働安全衛生法の円滑な施行、福島第一原発における放射線障害防止及び健康管理対策の徹底等を図るために必要な体制整備を行う。)

※(各行政機関共通区分)の記載については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)」における5段階区分と次のとおり対応している。

①:「目標超過達成」、②:「目標達成」、③:「相当程度進展あり」、④:「進展が大きくない」、⑤:「目標に向かっていない」

学識経験を有する者の知見の活用	厚生労働省政策評価に関する有識者会議労働・子育てWG(平成26年8月7日開催)において、有識者の方に御議論いただき、 ・「有効性の評価」欄について、実際にどの施策が有効でどの施策が有効ではなかったのかを追記したほうがよいのではないか。 ・「事業者、労働者ともに安全に対する意識が不十分であるという業種の特性」があるのであれば何をすべきなのか、「次期目標への反映の方向性」と結びつけて書くことはできないのか との御指摘を踏まえ、記載ぶりを修正いたしました。
-----------------	--

参考・関連資料等	○平成25年の労働災害発生状況について http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000046019.html ○第12次労働災害防止計画 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzensei21/index.html
----------	--

担当部局名	労働基準局 安全衛生部	作成責任者名	計画課長 美濃芳郎 安全課長 田中敏章 労働衛生課長 泉陽子 化学物質対策課長 森戸和美	政策評価実施時期	平成26年8月
-------	----------------	--------	---	----------	---------